

稚内中央小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

- 1「いじめ」についての基本的な姿勢
- 2「いじめ」の定義
- 3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

II いじめの防止等のための取組

- 1 未然防止
- 2 早期発見
- 3 いじめへの対応
- 4 ネット上のいじめへの対応
- 5 教員研修
- 6 年間計画

III いじめの防止等の対策のための組織

- 1 役割
- 2 組織図

IV 重大事態への対処

V その他(参考資料等)

I はじめに

1「いじめ」についての基本的な姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「稚内中央小学校いじめ防止基本法方針」を策定する。

以下本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ①稚内市子育て平和都市宣言の精神を尊重し、児童を地域ぐるみで育てる「子育て運動」の本質を踏まえる。
- ②「3あ運動」の取り組みの実践など、日常的に学校、学級内にいじめを生まない雰囲気を作る。
- ③全ての児童の基本的人権が尊重される「学校づくり」を基盤とし、教職員研修、児童会活動、PTA活動の柱に位置づけて取り組む。
- ④児童同士の温かな人間関係を作る、教員が児童に寄り添った指導をするなど、学級経営を中心とした校内における豊かな人間関係の構築を重視する。
- ⑤いじめを早期に発見し、迅速かつ適切な指導・支援を行い、早期解決を図るため、生徒指導の取組全体を学校全体による組織的対応として推進することを基本とする。
- ⑥いじめ対応については、北地区子ども支援ネットワークを活用して保護者・地域そして関係機関との連携を深め、「地域に根ざす」取り組みとする。

2「いじめ」の定義【法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

いじめは、すべての児童に関係する問題であることから、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために「稚内中央小学校いじめ防止基本方針」を定める。

また本方針により、児童が、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない児童の育成を目指す。

加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連絡のもと、いじめ問題を克服することを目指す。【法第3条】

Ⅱ いじめ防止等のための取組

1 未然防止

いじめは、どの子にも起こり得ることを踏まえ、すべての子どもがいじめに向かうことがないよう、教育活動全体において、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを積極的に進めるなど、いじめの未然防止を図る取組を進める。

① いじめについての共通理解

- ・校内研修や職員会議等を通じ、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等に関して、教職員全員の共通理解を図る。（年度初めに共通理解の徹底を図る）
- ・全校集会や学級活動等を通じ、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた「道徳教育」や「人権教育」の充実、「体験活動」や「相互評価」などの推進により、児童の社会性を育み、他者の気持ちを理解し、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③ いじめを生まない授業づくりと集団づくり

- ・「生徒指導の4つの視点」を重視し、一人一人に寄り添う授業づくりを進め、児童同士の関わりの中で自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・行事の取組や日常の授業の中でお互いのがんばりを認め合ったり、お互いの良さに気づいたりする場面を設定するなど、相互評価の取組を推進する。
- ・一人一人が役割を発揮し活躍できる活動場面の充実を図り、安全・安心で居場所のある、学級・学年集団づくり、学校づくりを進める。
- ・中央小「3あ運動」の取り組みを推進する。
- ・たてわり活動・1年生のお世話活動などの異学年交流や幼保小連携・小中連携、お年寄りとの交流、福祉体験活動やボランティア活動等を通じて、他者の役に立っていると感じる機会を全ての児童に提供し、幅広く大人から認めもらえる場面を作ることにより、児童の自己有用感や自己肯定感を育む。

④ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童がいじめの問題について主体的に考える児童会活動を推進する。
（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置、アンケートの実施など）

2 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所や手段(ネットやSNS上など)で行われることが多いことから、ささいな兆候であっても決して見逃さず、早い段階からいじめを発見するための取組を進める。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の様子を交流し、情報を共有する。

生徒指導については、必ず学級担任が対応するものとはせず、指導部長や管理職を含む複数の職員が対応するなど、学校全体で組織的に対応する。

・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめや不安感を訴えやすい雰囲気をつくる。

→いじめアンケートの実施 5月、11月の年2回実施する。

→児童アンケートの実施 7月、12月の年2回実施する。

→教育相談については、5月、11月年2回の他、必要に応じて随時行う。

→保護者アンケートの活用 7月、12月の年2回実施する。

・いじめアンケートによる積極的な認知

アンケートの設問1「いやな思いをしたことがありますか」で「ある」と回答した時点でいじめの認知とし、速やかに情報収集と対応にあたる。

・いじめアンケートの実施(年2回)に合わせて、全児童対象の教育相談を実施し、いじめだけでなく日々の困り感や不安感の把握と信頼関係の構築を進める。

・家庭での児童の気になる様子について、個人面談や学級懇談会の機会等を活用して把握することに努める。また、保護者に限らず、スクールガードや地域の方からも通学時の様子等の情報を提供してもらえるよう日常的に連携する。

・いじめの被害や不安、困り感を通報・相談する窓口(学級担任の他、職員室、保健室、SSW・教育相談所などの関係機関、電話、ネット相談窓口等)を周知する。(相談体制の整備)

3 いじめへの対応

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、校内で情報を共有し適切に指導するなど、組織的な対応を行うこととする。また、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応に努める。

(1) 発見・通報を受けたときの対応

・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを指導部長・管理職に報告・相談する。

・複数の教職員で児童への事実関係の聴取や具体的な対応を行うなど、組織的に対応する。

・いじめの事実の有無を確認し、設置者に報告するとともに事実関係を被害・加害児童の保護者に連絡する。

・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2)いじめ被害を受けた児童生徒への対応

- ・心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実関係を確認する。
- ・確認した事実関係と今後の対応・方針を迅速に保護者に伝える。
- ・安全・安心を確保し「絶対に守り抜く」という姿勢を伝える。
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部の関係機関の協力も得て、安心して学習その他の活動に取り組める環境を確保する。
- ・解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- ・事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方は持たず、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っている。

(3)加害者とされる児童生徒への対応

- ・事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
- ・確認した事実関係と今後の対応・方針を迅速に保護者に伝える。
- ・いじめは「絶対に許されない」ということを理解させる。
- ・状況に応じて、個別指導やその他の必要な措置を講じる。
- ・個人情報、プライバシーに十分配慮する。
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部の関係機関の協力も得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(4)いじめが起きた集団への対応

- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題としてとらえさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやし立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの問題について話し合い、根絶への意識を高める。
- ・いじめの解決は、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを全職員で理解・共有する。

(5)家庭との連携

- ・被害・加害児童の保護者へは、原則として複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。
- ・保護者の要望等に関しては組織で検討することとし、期日等を明示するなど、誠意をもって対応する。
- ・相談・対応の窓口(担任、指導部長、管理職)を明確にし、確実に情報を共有する。
- ・事実関係の聴取後、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめ被害を受けた児童の保護者に対しては、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保することを伝える。
- ・加害者とされる児童の保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(6)関係機関との連携

- ・いじめを確認した場合は教育委員会に速やかに報告する。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、関係機関等と連携を図る。

【各関係機関一覧】

※北地区支援ネットワーク会議

- ・稚内市教育委員会 学校教育課 ・子ども課
- ・稚内市教育相談所
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
- ・稚内市北地区民生児童委員会
- ・稚内市中央地区民生児童委員会
- ・稚内中学校、稚内中央小学校
- ・稚内幼稚園・もぐもぐ保育園
- ・稚内大谷幼稚園・オアシス保育園
- ※旭川児童相談所稚内分室 ※稚内市児童問題連絡会
- ※稚内市学校適応指導教室 ※稚内人権擁護委員会協議会
- ※稚内警察署

4 ネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の児童生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。【法第19条】

- ・ネット上の不適切な書き込みや投稿等においては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、サイト運営者に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、学校設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメール・LINE等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

【Point】

- ・ネットパトロール(年間を通して定期的に実施)
- ・情報モラル教育(特別の教科 道徳・総合的な学習の時間、ケータイ・スマホ教室)
- ・通報・相談窓口の明示
- ・保護者に対する啓蒙(メディア依存・家庭での管理の重要性・フィルタリング等)
- ・PTA講習会・研修会の実施
- ・法務局・警察等との連携

5 教員研修等

いじめ被害を受けた児童やその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言、又は、その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修を進める。

【法第18条】

①校内研修・校内委員会

- ・職員会議(月例、新年度対策会議、年度末反省会議)
- ・生徒指導研修
- ・校内特別支援委員会(定期・不定期)【管理職・指導部長・担任・特支Co等】
- ・校内生徒指導委員会(定期・不定期)【管理職・指導部長・担任など】

②市町村研修

- ・稚内市教育委員会主催研修事業(稚内市生徒指導連絡会議)
- ・稚内市教育研究会主催研修事業
- ・稚内市教育研究所主催研修事業
- ・稚内市児童問題連絡協議会主催研修事業
- ・稚内市子育て推進協議会主催研修事業
(・宗谷管内教育研究連携会議主催研修事業)
(・宗谷教育研究所主催研修事業)

③PTA研修

- ・稚内市中央小PTA主催ケータイ・スマホ・ネット学習会
- ・北地区教育懇談会
- ・稚内市連合PTA教育講演会

④生徒指導研究協議会(教育局主催)の環流

⑤教育局主催研修(初任研・経験者研)の環流

⑥スクールカウンセラー派遣拡充に係る研修

⑦道研や民間団体が開催する研修への教員派遣 【法第34条】

6 年間計画

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通じていじめの防止等のための対策を計画的に行い、その取組を検証していく。

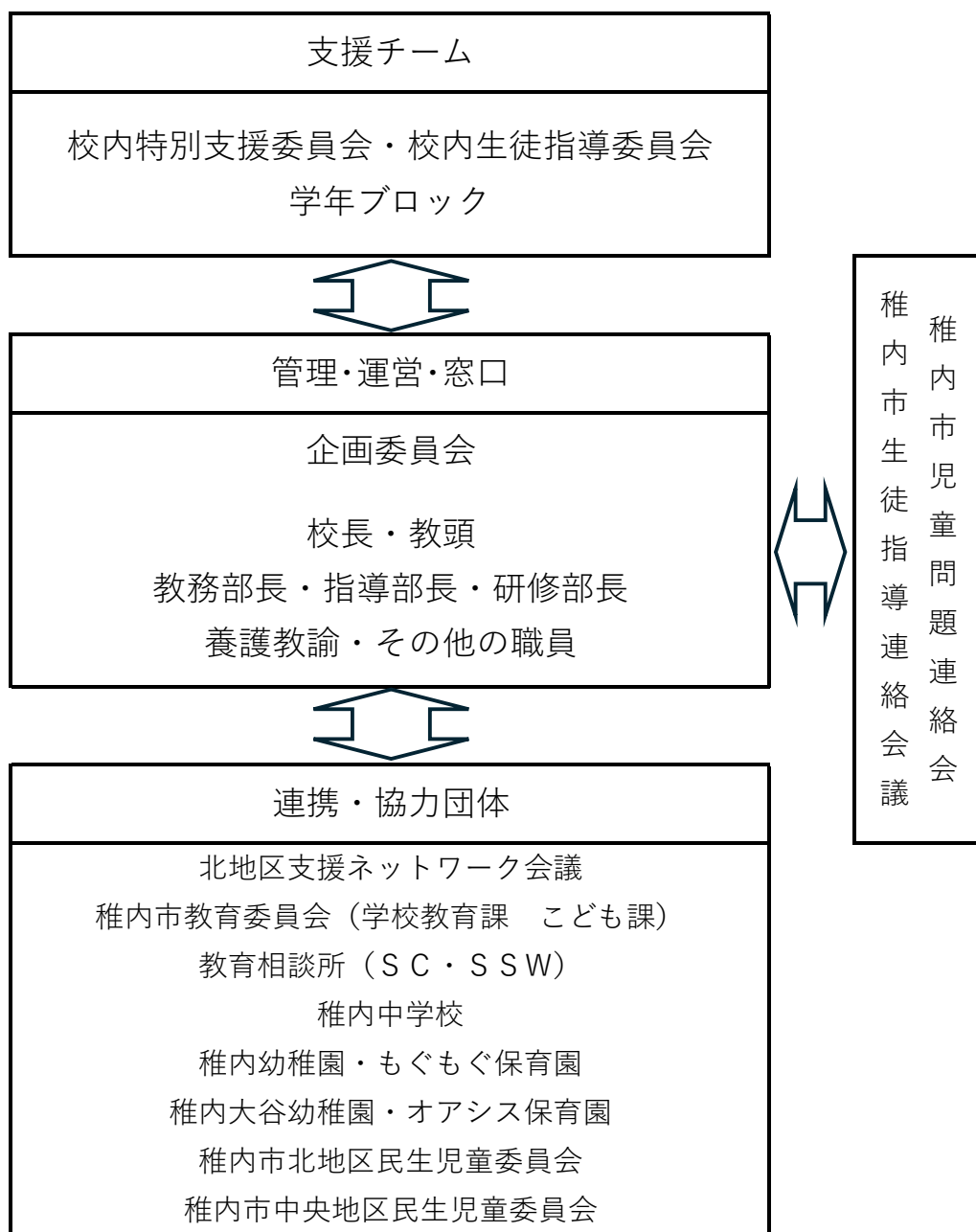
月	行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式	3あ運動(通年) 1年生のお世話活動	「ほっと」の活用 個人面談(～5月)	ネットパトロール(通年)	校内研修	
5		いじめ防止道徳授業月間	いじめアンケート① 教育相談		校内特別支援委員会 校内生徒指導委員会	
6	CSD	たてわり活動				アンケート結果検証
7		人権の花 全校遊び	学校アンケート① 児童・保護者アンケート ①	PTA研修会		
8		平和学習 縦割り活動				アンケート考察・公表
9		携帯・ネット学習		ネットパトロール報告		
10	学習発表会	いじめ防止道徳授業月間				3節の反省・4節の方針 作り
11		全校遊び 人権教室	いじめアンケート② 教育相談・個人面談			いじめアンケート分析・考 察
12	中央小祭り		児童・保護者アンケート ②	PTA研修会	校内特別支援委員会 校内生徒指導委員会	4節の反省・5節の方針 作り
1						アンケート分析・考察・公 表
2	中央小まつり			ケータイ・ネット授業 (5・6年)		年度末反省 学校評価
3	卒業式	あいさつ運動		ネットパトロール報告		5節の反省

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

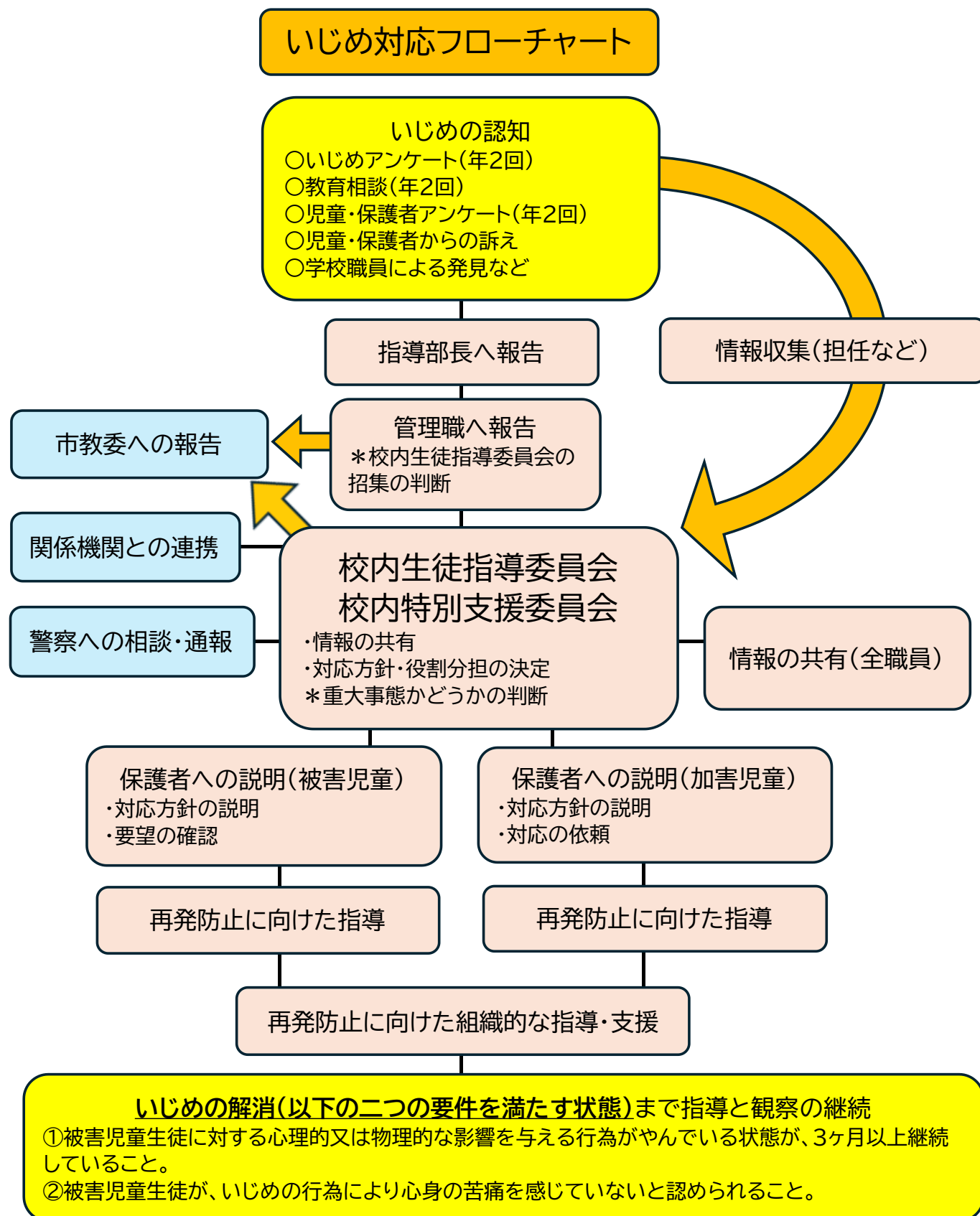
1 役割

- (1)学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2)いじめの相談・通報の窓口
- (3)いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4)いじめの疑いに係る情報があつたときの組織的な対応案の作成
(情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援体制、保護者との連携など)

2 組織図



3 いじめ対応の流れ



Ⅳ 重大事態への対処

次に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する【法第30条】とともに、教育委員会の指導及び支援のもと、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。【法第28条】

1. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
2. いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断



学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置



※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査の実施



※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供



※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）



※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体とした場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力